

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

## 1. 市町村全体に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

本市には、国指定の文化財 37 件、県指定 74 件、市指定 222 件の有形・無形の文化財が所在している。このほか、国の重要伝統的建造物群保存地区 1 件、文化的景観 2 件、登録有形文化財 72 件、県の選定保存技術 1 件、さらには国・県の記録選択となっている民俗文化財が 15 件ある。

これらの指定等文化財については、文化財保護法、新潟県文化財保護条例、佐渡市文化財保護条例、佐渡市宿根木地区歴史的景観条例のほか、関連法令に基づいて保存・管理を実施するとともに、その所有者や管理者に対して、保存・管理に向けた助言等を行っている。今後も、所有者等と連携を取りながら、専門機関や行政の関連分野と横断的な連携を図り、適切な保存・管理に取り組む。

なお、重要文化財等の個別の保存・活用計画については、世界遺産登録を目指している区域内に存在するものは、順次策定が進められているが、それ以外のものについては未策定となっていることから、早期の策定が必要となっている。

一方、未指定の文化財については、文化財の指定・登録に向けた各種調査等を実施し、その価値が認められたものについては、文化財指定・登録制度を活用し、保存・管理や活用が図られるように、計画的に修理や整備を行うとともに、防災対策等を実施する。

未指定の文化財を含めた具体的な保存・活用の計画については、文化財保護法に基づき、新潟県が策定する「文化財保存活用大綱」が策定されたのち、その内容を踏まえた「文化財保存活用地域計画」の策定を検討する。

また、高齢化や人口減少に伴い、所有者・管理者等による文化財の適正な管理が難しくなっており、これらの課題に対しても「文化財保存活用地域計画」を策定する中で、検討が必要となっている。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の修理は、日常的な維持管理としての予防対策と毀損の早期把握が重要である。このことから、所有者等による適切な維持管理と日常的な点検により、損傷の早期発見に努めるとともに、所有者等の意識向上のための助言を行う。

文化財の修理にあたっては、文化財としての価値を損なうことなく、適切な保存修理等が行われる必要があるため、過去の改変履歴や調査記録などを活用するとともに、専門家による指導・助言や新たな調査を実施したうえで、必要な措置を講ずる。

特に、指定文化財の修理にあつては、文化財保護法や新潟県及び佐渡市の文化財保護条例に基づき適切に行うとともに、必要に応じて文化庁や佐渡市文化

財保護審議会などから指導・助言を受けるなど、関係機関や専門家と連携して実施する。なお、所有者等の財政的な負担軽減を図るため、各種補助制度を積極的に活用する。

### (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

本市には、佐渡博物館、相川郷土博物館などがあり、これらの施設が文化財の常設展示を行っている。また、企画展やイベント等を実施し、来訪者が文化財に親しみ、学習する場としての機能を有している。今後も、これらの施設において文化財の保存・活用を行うとともに、関係団体や観光部門と連携し、より効果的な情報発信に努める。

また、「史跡佐渡金銀山遺跡サイン計画」に基づき、インバウンド対策を考慮した多言語の文化財解説板、案内標柱、誘導サイン等の設置を行うとともに、ガイド機能の充実を図り、海外からの観光客等も含め、より多くの人々に貴重な文化財を伝えていく。

### (4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財は、文化財そのものが持つ価値や魅力だけではなく、周辺の自然や景観との調和が図られることにより、さらにその価値や魅力が向上するものである。それらを踏まえ、本市では、重要伝統的建造物群保存地区である佐渡市宿根木地区と国指定の名勝である佐渡海府海岸、佐渡小木海岸を含め、面的に周辺環境や景観を保全する取り組みを行っている。

また、各種整備事業や建築行為が行われる際には、都市計画法や景観法、自然公園法など、関連する法令と連動した保全と周辺環境の整備を進めていくこととしており、アクセス路となる道路の美装化や街路灯の整備などを含め、今後も引き続き、これらの取り組みを強化するなかで、市民や事業者への啓発も行なっていく。

### (5)文化財の防災・防犯に関する方針

有形文化財は、火災、地震、津波を含む水害など、様々な要因で毀損、滅失する恐れがあることから、有形文化財ごとに防災対策を検討し、被災リスクの低減を図ることが求められている。

火災については、文化財が滅失するリスクが非常に高いことから、日ごろから火災が発生しないように予防対策を徹底するとともに、火災が発生した際の初期消火を行う体制確保に努める。

また、文化財の所有者に対しては、防火・防犯に対する周知や啓発を行うとともに、文化財防火デーに併せた防火訓練を消防署、地元消防団、自主防災組織等と連携し実施することにより、体制強化を図る。

予防対策としては、消防法で義務付けられている自動火災報知器の設置・点

検を行ったうえで、必要に応じて放水銃や消火栓などの設備の設置を図る。

地震対策については、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事などを実施し、被災リスクの軽減を図る。

さらに、津波などの水害、その他全般の災害に備えて、文化財の詳細な記録を整備し、被災時には被災状況の記録を行うなど、将来的に復元が可能となるような資料の整備に努める。

防犯対策としては、盗難や毀損などに備え、定期的に写真などの記録を整備するとともに、所有者等には、日ごろからの定期的な見回りの実施や防犯設備の設置を推奨するなど、防犯意識の向上を図る。

#### **(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針**

本市では、文化財の存在とその価値を広く知っていただくため、文化財探訪マップの作成・配布、現地には解説板や標柱を設置するなど、来訪者が直接現地で文化財を見学できるように工夫し、普及・啓発を行っている。

また、小学校を対象に、出土遺物に直に触れてもらう機会の提供や勾玉づくり、火起こしなど、体験型の出前講座を開催し、学校教育や社会教育と連携して、郷土への愛着や見識を深める取り組みを行っている。

一般向けには、市内の文化財に関連した講演会やパネルディスカッションを開催し、郷土愛の醸成を図っている。

さらに民間団体等の活動として、集落や企業の呼びかけで、文化財の保護・保存のための除草作業や清掃活動が各地で行われている。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、統一したデザインによる案内看板や文化財解説板の整備やパンフレットの作成など、歴史や文化を活かしたまちづくりを進めていく。

#### **(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針**

本市には、1,185箇所の子知の埋蔵文化財包蔵地が確認されている。これらは、重要な歴史的資料であり、文化財保護法に基づき保護が求められる。子知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、文化財保護法の規定に基づき事前の届出などが必須であり、また、子知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所で遺跡が発見された場合にも届出が必要である。これらについては、開発事業者に対して、文化財保護法に定められた届出義務があることを子知する。

文化財保護法の規定に基づき届出などがあつた場合には、速やかに新潟県教育委員会や開発事業者等と協議を行い、埋蔵文化財の適切な保護に努める。さらには、出土遺物についても適切な保護・管理を行う。

## (8) 文化財行政の体制と今後の方針

本市では、本計画の重点区域のエリアを中心として、世界遺産登録を目指していることから、補助執行により首長部局である世界遺産推進課が文化財保護行政を担っている。また、博物館や資料館の展示機能については、教育委員会が担当している。

令和元年度現在で、世界遺産推進課は、市内の文化財全般を担当する文化財室に 8 名、世界遺産登録に向けた取り組みについては 11 名、計 19 名の正規職員（埋蔵文化財専門 6 名、文化財建造物専門 3 名、一般事務等 10 名）を配置している。また、教育委員会の佐渡学センターには 6 名を配置し、市が設置する佐渡文化財団には 2 名の職員が出向し、文化財業務を行っている。

文化財行政に係る諮問機関として、佐渡市文化財保護審議会条例に基づく佐渡市文化財保護審議会（民俗学、生物学、美術工芸、建築学、中世史、考古学、植物学、郷土史の 8 名）、佐渡市宿根木地区歴史的景観条例に基づく佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会（建築士会、観光、大学 2 名、地元団体 4 名、県、博物館、文化財保護審議会の 11 名）、佐渡市博物館条例に基づく佐渡市博物館協議会（学識経験者 8 名、学校教育関係、社会教育関係の 10 名）を設置しているほか、佐渡市景観条例に基づく佐渡市景観審議会（市民団体、一般市民 7 名、有識者 4 名、行政機関 2 名の計 14 名）が設置されており、周辺環境を含めた文化財の適切な保存・活用を進めている。

今後は、本計画の策定を契機として、文化財担当部門だけでなく、観光部門やまちづくり・都市計画部門などと連携を図り、文化財の保存と活用を進めていく。

## (9) 各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財の保存・活用に関する団体は、世界遺産登録を目指す活動エリアを中心に活動する市民団体（本章第 2 項（8）に記載）のほか、数え切れないほど多数に存在している。文化財の保存・活用を進めていくには、これら地域で活躍する団体と連携することが必要であるが、全ての団体を把握することが難しい。

このことから当市では、一般財団法人佐渡文化財団を設立し、当財団がそれぞれの団体と連携する役割を担い、民間の活力・知識を活かしたなかで、伝承活動の奨励・支援、歴史・芸能・工芸技術などの記録、文化資料の保存・調査を行うことにより、更に文化財の保存・活用を進めていく。

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域内には、重要文化財（建造物）が2件、登録有形文化財（建造物）が8件、史跡が1件、名勝が1件、重要文化的景観1件、県指定文化財（史跡）1件、市指定文化財（建造物・史跡）が6件、合計20件の指定文化財などが存在する。このうち、史跡「佐渡金銀山遺跡」及び重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町に由来する文化的景観」は、広大な面積が指定・選定されており、特に重要文化的景観の選定範囲は、重点区域の範囲とほぼ重複している。また、市指定の無形文化財「無名異焼」や無形民俗文化財「善知鳥神社祭礼行事」も重点区域内の歴史的風致に関連が深い。

指定文化財のうち、重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設群」、史跡「佐渡金銀山遺跡」、名勝「佐渡海府海岸」、重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」については、保存活用計画、保存管理計画、保存計画が策定されており、このうち、「佐渡金銀山遺跡」及び「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」については、整備基本計画の策定を予定している。これらの計画に基づき、計画的な保存や活用に関する整備を進めていく。

その他の文化財については、文化財保護法や新潟県文化財保護条例、佐渡市文化財保護条例のほか、関連法令に基づき、必要に応じて保存のための措置を講じるとともに、今後も所有者・管理者などと連携しながら、適切な保存と活用を図るものとする。

未指定・未登録の文化財や本計画における歴史的風致形成建造物（候補）等についても同様の取り扱いとする。併せて、大学や専門家と連携し、歴史的資源の掘り起こしや調査を継続して進め、必要に応じて追加指定や登録、記録作成等を行うほか、歴史的資源の蓄積や継承はもとより、地域の魅力創出や担い手育成などを含めた活用を図る。

### (2) 文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

各種有形文化財（建造物）や史跡・重要文化的景観の価値を構成する建造物は、台風や植物等の自然的要因や経年劣化等による毀損・滅失の被害を受ける恐れがあるため、日ごろの維持管理を含めた予防対策と、被害を受けた場合の適切な修理・復旧が求められる。これらの指定・選定文化財の修理にあたっては、文化財保護法や新潟県・佐渡市文化財保護条例に基づくとともに、必要に応じて文化庁や新潟県の指導を得ながら、真正性を担保したうえで、関係機関や専門家と連携して実施する。

重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」のうち、大立堅坑櫓、大立堅坑捲揚機室、高任粗砕場<sup>たかとう</sup>については、本格的な保存修理を要する状態であり、その他の指定建造物についても将来的に保存修理を必要とするものが多い。このため、前述

の3棟について、平成29年度から通算で10年の事業期間で保存修理事業に着手している。また、修理に併せて耐震診断を行い、その結果によっては耐震補強を行う。

史跡「佐渡金銀山遺跡」では、史跡の価値を構成する要素である建造物について保存修理を要するものがある。特に相川郷土博物館として活用されている旧御料局佐渡支庁跡や過去に復元整備が行われている佐渡奉行所跡において、雨漏りや部材の劣化等がみられることから、整備基本計画に基づき、建造物の保存修理や耐震補強等の整備を行っていく。

重要文化的景観「佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観」の重要な構成要素となっている建造物については、歴史的風致の維持向上に資するよう文化財保護法や保存計画、整備計画に基づき保存修理や活用に向けた整備を行っていく。重要文化的景観の重要な構成要素となっている民有の建造物については、所有者の同意が得られた場合は歴史的風致形成建造物に指定したうえ、所有者の財政的な負担の軽減を考慮して、修理や活用等の整備費用に要する各種補助制度を積極的に活用する。

登録有形文化財及び未指定の建造物のうち、歴史的風致の維持に資するものである場合、歴史的風致形成建造物に指定したうえ、所有者の財政的な負担の軽減を考慮して、修理や活用等の費用に要する各種補助制度を積極的に活用する。

#### 【対象事業】

- ・佐渡奉行所整備事業（令和4年度～9年度）
- ・相川郷土博物館整備事業（令和2年度～9年度）
- ・旧相川税務署保存修理事業（令和7年度～11年度）
- ・旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・重要文化的景観整備事業（平成28年度～令和11年度）
- ・拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）

### (3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

重点区域内にある史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設は、佐渡金銀山遺跡に関する各種情報やまち歩きに関する情報を提供している。また、相川郷土博物館や佐渡奉行所跡についても、佐渡金銀山に関する展示や復元建物の公開等により広く利用されており、これらは歴史的風致の発信拠点ともなっている。相川郷土博物館や佐渡奉行所跡については、より効果的な活用を図るために修理事業に併せて展示内容等の見直しを検討する。これらの文化施設を拠点に、引き続き関係資料のデジタルアーカイブ化など資料の蓄積を図るとともに、各種展示や講演会、講座等の開催により、意識啓発や情報発信を促進する。また、市街地に隣接する史跡佐渡金銀山遺跡を有効に活用するため、北沢浮遊選鉱場

でのライトアップを行う。

まち歩きを円滑・効果的に行うために、周遊ルートを設定し、拠点施設や関連施設の整備を行う。散策ルート上または周辺地に所在する歴史的建造物を利用し、住民や各種活動団体の交流と歴史的風致の情報発信拠点となる施設の修理や整備を進めるとともに、まち歩きを行う来訪者の受入れ体制整備を図るため、来訪者用の駐車場や道路、街路灯の整備を行う。

文化財の解説や誘導に関する各種サインは、史跡佐渡金銀山遺跡の整備に伴って策定されたサイン計画に基づき、統一されたデザイン・材質のものを関係機関と連携しながら新設または随時更新するとともに、多言語化を進める。史跡佐渡金銀山遺跡ガイド施設と連携し、スマートフォンによるガイドアプリを活用したまち歩きやガイドツアー等の情報提供を行う。

一方で、民俗資料や考古遺物等を収蔵する相川郷土博物館の収蔵庫は、手狭になっているが、将来にわたる文化財の適切な保存と効果的な活用のため、保存施設の整備と展示のあり方を検討していく必要がある。

#### 【対象事業】

- ・佐渡奉行所整備事業（令和4年度～9年度）
- ・相川郷土博物館整備事業（令和2年度～9年度）
- ・旧相川税務署保存修理事業（令和7年度～11年度）
- ・旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・重要文化的景観整備事業（平成28年度～令和11年度）
- ・空き家等対策事業（令和元年度～11年度）
- ・道路美装化事業（令和2年度～6年度）
- ・階段整備事業（令和2年度～6年度）
- ・街路灯整備事業（令和2年度～6年度）
- ・拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）
- ・文化施設への映像体験設備導入事業（令和3年度～9年度）
- ・北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業（平成29年度～令和11年度）
- ・文化財看板等整備事業（令和3年度～5年度）
- ・レンタサイクル整備事業（令和3年度）
- ・弥十郎駐車場再整備事業（令和3年度～4年度）
- ・渋滞緩和対策事業（令和元年度～6年度）
- ・来訪者用トイレ改修事業（令和2年度～3年度）

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

重点区域内の文化財の周辺環境は、歴史的な景観や文化財の魅力に大きな影響を与えることから、文化財の保存・活用を図る上で、文化財を核とした周辺環境の一体的な保全措置を講じる必要がある。



重点区域内においては、すでに都市計画法に基づく都市計画区域（一部）や自然公園法に基づく特別地域が設定されているほか、佐渡市景観計画に基づく佐渡市景観条例や屋外広告物条例などを策定しており、良好な景観を保全するための取組みを行っている。今後もこれらと連動し、景観に関する住民意識の向上を図りながら、文化財とその周辺環境の一体的な保全を推進していく。

また、文化財周辺の景観を阻害している要素があれば、関係者と調整のうえ改善を促進する。周辺の公共施設や都市基盤の整備を行う際には、文化財や周辺環境と調和のとれたものとする。さらに地域で活動する民間団体などとも連携しながら、眺望景観などの文化財の周辺環境の価値を再認識し、来訪者の回遊活動などへつなげていくための取組みを展開する。

#### 【対象事業】

- ・道路美装化事業（令和2年度～6年度）
- ・街路灯整備事業（令和2年度～6年度）

### (5) 文化財の防災・防犯に関する具体的な計画

重点区域内は、重要文化財「旧佐渡鉱山採鉱施設」や「松榮家住宅」をはじめ、指定文化財や歴史的建造物、木造家屋などが集中する区域であるため、地域住民や消防本部等と協働して、所有者等に対する啓発活動や文化財防火デーにおける消防訓練等の実施に取り組む。

有形文化財や重要な文化的景観の重要な構成要素となっている建造物をはじめとする歴史的建造物においては、消防法で義務付けられている自動火災報知器の設置・点検を行ったうえで、必要に応じて放水銃や消火栓などの設備の設置を図る。

また、地震対策として、必要に応じて耐震診断や耐震補強工事の実施し、被災リスクの軽減に向けた取組みを進めるほか、所有者の財政的な負担の軽減を考慮し、地震対策への各種補助制度を活用する。さらに、津波や火災など、万が一の被災に備えた文化財の詳細な記録の整備や、被災時における被災状況の記録など、文化財の被災後を見据えた将来的な復元に資する資料などの整備に努める。

防犯対策として、盗難や毀損などに備えて日ごろから写真などの記録を残すとともに、文化財やその周辺状況を確認し、整理整頓に努める。また、定期的な見回りを行うとともに、必要に応じて施錠や防犯カメラの設置などの防犯設備の強化を行う。公開を行う際には、十分な監視ができるような監視体制を確保する。加えて、これらの対応を実施していることを看板や工法などで明示し、未然の抑止を図る。

#### 【対象事業】

- ・佐渡奉行所整備事業（令和4年度～9年度）
- ・相川郷土博物館整備事業（令和2年度～9年度）

- ・旧相川税務署保存修理事業（令和7年度～11年度）
- ・旧佐渡鉱山採鉱施設保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（平成29年度～令和11年度）
- ・重要文化的景観整備事業（平成28年度～令和11年度）
- ・空き家等対策事業（令和元年度～11年度）
- ・地域防災力向上支援事業（令和元年度～11年度）
- ・拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）

## (6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

重点区域内にある「史跡佐渡金銀山遺跡ガイダンス施設」において、佐渡金銀山の魅力や価値を伝えるための展示解説や企画展、イベント等の開催により、文化財の情報を広く発信し、普及・啓発をするための取組みを行っている。また、史跡指定地や重要文化的景観選定範囲内には、現地に解説板や歩行者用の誘導サインを設置し、来訪者が直接現地を来訪して文化財を見学できるよう工夫を図っている。今後もこれらの活動を継続するとともに、講座やガイド研修によるガイド育成に取り組む。

また、既存の文化財に関する文化財探訪マップやパンフレットを活用し、その周知や理解を深める取組みを推進するとともに、まち歩きに向けた散策マップや多言語化に対応したパンフレット、啓発グッズを作成する。

将来の文化財保存に向けた次世代の育成に対する取組みとして、児童や生徒を対象として、小中学校用の副読本を使用した佐渡金銀山遺跡の郷土学習や課外授業を行っている。こうした試みをさらに充実・展開し、文化財への関心を高めるとともに、郷土愛への醸成につなげる。さらに、歴史的資源や文化を活かしたまちづくりに関する講演会・シンポジウム等の開催を通して、地域におけるまちづくりへの取組みを促進する。

### 【対象事業】

- ・地域行事等支援事業（平成30年度～令和11年度）
- ・拠点施設整備事業（令和3年度～11年度）
- ・文化施設への映像体験設備導入事業（令和3年度～9年度）
- ・北沢浮遊選鉱場ライトアップ事業（平成29年度～令和11年度）
- ・まちあるきによる文化財等散策事業（令和2年度～11年度）
- ・文化財看板等整備事業（令和3年度～5年度）
- ・観光パンフレット多言語化事業（令和2年度～11年度）
- ・観光ガイド育成・活用事業（令和2年度～6年度）
- ・歴史文化啓発グッズ開発事業（令和3年度～4年度）

## (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

市内で確認されている周知の埋蔵文化財包蔵地全 1,185 箇所のうち、重点区域内に存在するものは 18 箇所である。それらの中でも史跡「佐渡金銀山遺跡」の指定地を内包する佐渡金山遺跡については、佐渡市の歴史上重要なものであると考えられるため、慎重な対応が必要である。

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為については、法に基づく手続きのもと、計画段階における事前協議を徹底する。さらには、工事着手前の試掘調査や確認調査などの成果に基づき、開発計画との調整を行ったうえで、できる限り現状保存を図る。また、やむを得ず記録保存のための本発掘調査が必要となった場合は、開発事業者と費用及び調査期間などについて十分な協議を実施したうえで発掘調査を行うこととする。調査にあたっては、文化庁や新潟県教育委員会の助言・指示を得て適切な保護措置を行う。

史跡「佐渡金銀山遺跡」のうち、佐渡奉行所跡の発掘調査によって出土した遺物については、「新潟県佐渡奉行所跡出土品」として重要文化財（考古遺物）に指定されており、相川郷土博物館収蔵庫において適切な保管・管理がされているほか、保存のための修理事業が実施されている。また、他の周知の埋蔵文化財包蔵地における出土遺物についても適切な保管・管理を行う。

### 【関連事業】

- ・ 史跡佐渡金銀山遺跡保存活用整備事業（平成 29 年度～令和 11 年度）

## (8) 文化財の保存・活用に関わる各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内には、市指定無形民俗文化財の「善知鳥<sup>うと</sup>神社祭礼行事」を担う氏子をはじめとする各社寺の祭礼関係者や無形文化財の「無名異焼<sup>むみょうい</sup>」を扱う窯業組合、重要文化的景観の重要な構成要素となっている上町地区を管轄する地域の自治会等がある。また、観光の拠点として佐渡金銀山ガイド施設内に観光交流機構の相川支所が設置されているほか、佐渡金銀山遺跡や相川の歴史的なまち並みを活かした活動や情報発信を行っている団体があり、文化財の活用を継続的に行っている。

そのため、自治会や各種団体に対しては、その活動が存続し継承できるよう、用具の整備や活動の伝承に対する支援を行い、効果的な文化財の保存・活用に向けて、重点区域全体での活動の連携、交流を図っていく事を目指す。

### 【関連事業】

- ・ 地域行事等支援事業（平成 30 年度～令和 11 年度）
- ・ 観光ガイド育成・活用事業（令和 2 年度～6 年度）

重点区域内に関わりの深い文化財の保存・活用に関わる主な団体

	団体名	活動内容
1	佐渡を世界遺産にする会	平成 17 (2005) 年設立。佐渡金銀山遺跡を世界遺産に登録するための普及・啓発活動を行っている。
2	上相川を守る会	平成 19 (2007) 年設立。相川金銀山 (特に上相川地区) のゴミ拾いや草刈りなどの環境保全活動を行っている。
3	京町通りを守る会	平成 22 (2010) 年、特定非営利活動法人相川京町町並み保存センターを設立。相川金銀山 (特に上町地区) のゴミ拾いや草刈り、看板設置などの環境保全活動や建物修景などを行っている。
4	相川ふれあいガイド	平成 9~12 (1997~2000) 年に旧相川町が開催した相川歴史・史跡説明員養成講座受講者が中心となって設立された。相川地区を中心に来訪者へのガイド活動を行っている。
5	佐渡金銀山古道を守る会	平成 18 (2006) 年設立。相川金銀山から小木港に至る旧道のゴミ拾いや草刈りなどの維持・管理活動を行っている
6	善知鳥 <sup>うとう</sup> 神社氏子	善知鳥 <sup>うとう</sup> 神社の祭礼を行っている。